

こどもの権利擁護窓口について

先行区の対応

パターン1 常設の対面窓口を設置（中野区、豊島区、目黒区、世田谷区）

- ・ 週4～6日対応
- ・ 権利擁護委員(弁護士等)とは別に、会計年度任用職員の調査員や相談員を設置し、相談の一次受けを行う。
- ・ 相談実績
中野区 令和5年度 70件
豊島区 令和5年9月～翌年3月 28件
目黒区 令和5年度 227件
世田谷区 令和5年度 300件

パターン2 電話、相談フォームで週5日(平日)対応（北区）

- ・ 権利擁護委員とは別に、会計年度任用職員の調査員を設置し、相談の一次受けを行う。
- ・ 相談実績 令和6年9月～翌年2月 9件

パターン3 電話、相談フォームで週3日対応（荒川区、江戸川区）

- ・ 調査員や相談員は置かず、権利擁護委員にホットライン対応用のスマホを貸与し、権利擁護委員が直接対応する。
- ・ 荒川区ではチャットでの相談も実施
- ・ 相談実績
荒川区 令和5年10月～翌年7月 20件
江戸川区 令和5年度 56件